

特集

消費者市民社会をめざす取り組み

2-① 地方消費者行政における消費者教育の推進とネットワークの構築

野村 裕子 Nomura Yuko 士別市消費生活相談員(士別地区広域消費生活センター)
1981年から士別市消費生活相談員として、相談業務・消費者協会事務局・消費者行政業務を担当。公益社団法人全国消費生活相談員協会北海道支部副支部長を2期務める。



士別市は、住民が生涯にわたり家庭・学校・地域・職域、その他さまざまな場を通じて、消費者教育を学習できる環境づくりを、教育委員会をはじめ消費者団体・福祉機関・企業などと連携し体系的な消費者教育に取り組んでいます。

具体的には、住民のニーズに効率的・効果的に応えるため相談業務と啓発・消費者教育事業を一体と考え、相談内容を反映した事業の企画・立案を士別地区広域消費生活センターの消費生活相談員2名が中心となり実施しています。



「学校消費者教育モデル事業」からの推進

高齢者を中心に消費者被害が深刻化しており、さらに若年層においてもインターネットや携帯電話等の普及によりさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増えています。こうした現状から消費者教育の目的を単なる被害防止のための啓発ではなく、消費生活の基礎を児童期～少年期に学ぶことが最も重要と考えています。

そこで、2010年度小・中学校学習指導要領に基づき「生きる力を育む」「思考力・判断力・表現力を養う」ことを目標とし、児童生徒の発達段階に応じた「目標及び教えるべき内容」「指導方法」を整理し、「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つの主要部分に沿って*1、実社会の中で気づく力や応用力を身に着ける「学校消費

者教育モデル事業」を実施しました。

消費者教育に関心のある市内の中学校をモデル校(生徒数273名)に指定し、1年生から3年生(1学年3クラス)を対象に全部で19時限の授業を行いました。講師は、消費生活相談員や弁護士などが担当し、授業終了後には生徒・教員・保護者を対象にアンケート調査を実施し、今後の取り組むべき目標を定めました。



学校が求める消費者教育

① 学校教育現場に消費者教育授業の重要性を伝え理解を求める

学校教育現場の協力が得られなければ消費者教育の推進は図れないと考え、教員・保護者・教育委員会等を対象に、授業内容を紹介し検討する「消費者教育模擬事業」や教員研修などを実施し消費者教育への理解を求めました。

さらに2011年度、体験型・実践型授業の「消費者教育支援プログラム」を作成し、年1回市内全学校(小・中・高校)25校を訪問し、授業の実施をお願いしています。

② 消費生活センターが学校教育現場と企業などをつなぐパイプ役となる

消費者教育支援プログラムは、小学生18・中学生17・高校生14の授業で構成され、担当する講師は主に消費生活相談員が担い、その他地域社会と連携するために、外部専門家・企業・団体などをお願いしています。

学校教育現場では、「予算や人材不足」「授業時間の確保」「教材の活用や効果的な取り組み方

*1 (財)消費者教育支援センター制作・内閣府国民生活局著作「教員・講師のための消費者教育ティーチングガイド」(2008年)より
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/shohishakyouiuku/2007teach/2007teach.html>

法]「消費者被害の最新情報」などの課題や要望が上がっているなか、そのニーズに応えるための取り組みを実施しました。

まず、消費者教育の理解を深めるため当市オリジナル副読本「くらしのノート」(2013年度行政を対象とした消費者教育教材資料表彰(第6回)優秀賞受賞、写真)を作成し、市内全小学生とその保護者および中学生に配布しました。

消費者教育に充てる授業時間の確保については、教科書の流れに沿った授業と指導案の作成に心がけ、教員の負担の軽減に努めています。

指導案を作るうえでのポイントは、基本となる教科書に支援プログラムと「くらしのノート」を連動させて作成したことです。

希望が多いインターネットや携帯電話の情報モラル教育授業については予算の関係上、あらかじめ実施期間を定め専門家が各学校を巡回する「特別巡回授業」として実施しています。

③ 教員と十分な打ち合わせを行い、「体験型」「実践型」の授業とする

学校では消費者教育の目的である実社会を経験できる長期的・継続的なプログラムの作成が重要ですが、カリキュラムに余裕がない学校もあり、限られた時間の中でより効果的な授業をする必要があります。そのためには、作成した指導案をもとに担当教員と十分な打ち合わせを重ね、児童・生徒の学習意欲を高める「体験型」「実践型」が効果的であり、授業ごとに評価してもらうなどして、次の授業に生かしています。

授業を実施するうえで大切なことは、生徒に1つの価値観を植えつけるのではなく、生徒自ら情報を得る手段を学び、考え、自分で判断し実践する能力を養うことです。

さらに教える側が楽しくなければ生徒も楽しくないといえます。

このようななか、2012年度消費者教育推進法が施行されたことが後押しとなり、学校からの申し込みも増え、



写真 士別市が独自に作成したオリジナル副読本

2014年度28時限の実施となり、2015年度からは各学校の教育課程に組み入れることになりました。



地域協働による「消費者市民社会」の形成

消費者教育は、家庭・地域・職域など社会の交わりから学ぶことも多く、その目的を達成し持続するためには消費者団体や企業など多様な地域の主体との連携が重要となります。

当センターの消費者教育は、消費者団体である士別消費者協会(2014年度消費者支援功労者表彰内閣府特命担当大臣表彰受賞)と一体となり連携して取り組んできた経緯があり、特に同協会理事と相談員で構成する「劇団さくら」による出前講座は、当センターの相談事例から悪質商法の手口を寸劇で表すなど、高齢者被害を防止するうえで消費者教育の重要な役割を果たしています。

消費者被害の未然・拡大防止を図ることを目的として士別市で構築した「消費者被害防止ネットワーク*2」は、消費者被害情報等の提供の場です。介護・福祉施設はもちろん学校・金融機関・医療機関・地元企業など269団体が登録され、さらに市役所全体で活用できる横断的な対応の拠点となっています(「士別! くらしねっと情報」として消費者情報を241号配信2015年2月現在)。

士別市周辺3町との広域連携についても、相談業務と消費者教育事業は一体と考え、相談業務のほか消費者教育事業も支援し消費生活相談員が事業に当たっています。

消費者教育は、地域の課題や住民のニーズに効果的・効率的に応えながら相互のモチベーションを高め、多様な地域の主体をつなぐ場を提供するとともに参加するしほみを構築し、継続的に取り組むことが重要です。そして、何よりも地域担当者の熱意や国のバックアップが「消費者市民社会の形成」の目的達成につながると考えています。

*2 消費者被害防止ネットワーク構成図
<http://www.city.shibetsu.lg.jp/www/contents/1319614843418/activesqr/common/other/54efffff002.pdf>